

中央市環境基本計画

快適で健やかに暮らせる生活文化都市

概要版



Chuo City

平成21年3月
山梨県 中央市

計画策定の背景と趣旨

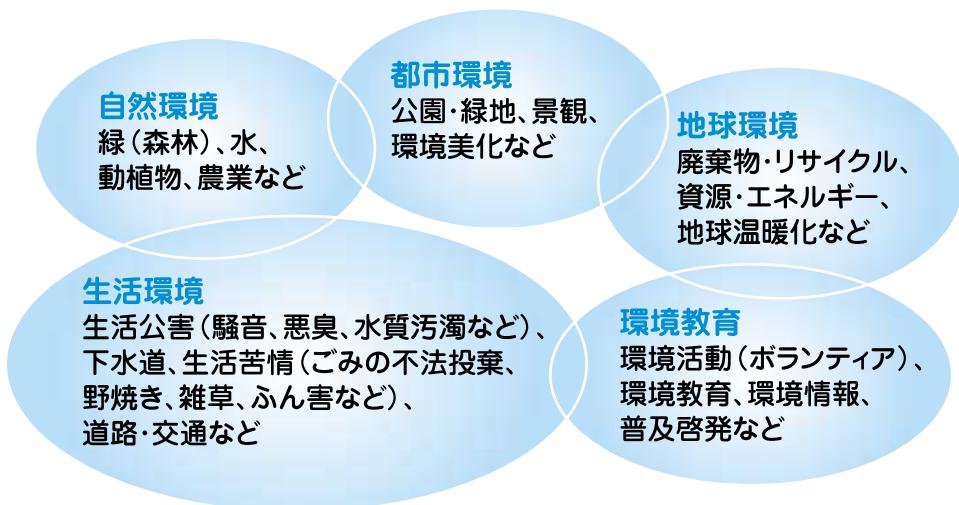
21世紀を向かえて、私たちの生活は、より便利で快適な生活へと発展を遂げてきました。そして、よりよい生活を求めて「大量生産、大量消費、大量廃棄」の社会経済活動が拡大することにより、地球環境への負荷が大きくなり、様々な環境問題が露呈してきました。高度経済成長期に発生した、かつての公害問題などに対しては、個別の規制や対策によって対処してきましたが、最近の地球温暖化などに代表される地球環境問題は、従来型の方法では解決が困難であり、各国・各地域の連携した取組が求められるようになっています。

本市では、私たちの身近な自然、生活環境ばかりでなく、地球環境を保全するための基本理念を盛り込んだ「中央市環境基本条例」制定し、平成18年2月から施行しています。

最近は、個々の環境問題も個別に対応するだけでは解決が困難であることから、あらゆる環境を総合的に捉え、計画的に問題解決をしていくための環境施策の総合的な推進が必要となっていました。このような状況を受け「中央市環境基本条例」基本理念の実現に向けて、環境の保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しました。

計画の対象

中央市環境基本計画の対象範囲は、本市の環境特性を考慮し、自然環境や生活環境などだけでなく、環境教育や地域開発での環境配慮など、幅広い領域で環境との関わりあいを持つものとして、次のように定めます。



計画の期間

中央市環境基本計画の目標期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間とします。

ただし、「第1次中央市長期総合計画」との整合性を考慮し、中間年の平成25年度に目標・計画の見直しを行います。また、社会経済状況、市民の意向、本市総合計画及び国・県などの関連計画の変化に伴い、必要に応じて計画の見直しを行います。

中央市が目指す環境像

本計画は中央市環境基本条例の基本理念に基づき策定するものとし、上位計画である「中央市長期総合計画」で定める基本構想から、市のあるべき環境像を次のとおりとします。

快適で健やかに暮らせる生活文化都市

目指すべき方向および目標達成への取組

基本理念、環境像を踏まえ、施策事業の目指すべき方向を次のとおりとします。

1 人と自然がふれあうまちづくり

自然とのふれあいは、人々の心に感動と安らぎを与え、環境を大切にする心を育みます。本市の自然環境を保全し、身近なところで自然とふれあえるまちづくりを進めます。

基本目標

- 1) 身近な自然環境の保全
- 2) 良好な田園景観の確保
- 3) 緑地の保全、緑化の推進

目標達成への取組

- ①自然とふれあいの推進
- ②森林の保全・活用
- ①優良な農地の保全
- ②遊休農地の活用
- ③地産地消の推進
- ①公園・緑化の保全・管理
- ②緑化の推進

2 快適で健康な生活環境づくり

清浄な大気や良好な水質を維持し、公害の発生やごみのない快適で健康な生活をおくことができる環境づくりを進めます。

基本目標

- 1) 大気汚染の防止
- 2) 水質汚濁の防止
- 3) 騒音・振動・悪臭の防止
- 4) 廃棄物減量・リサイクル
- 5) 不法投棄・野焼きの防止

目標達成への取組

- ①大気汚染物質の排出抑制対策の推進
- ②自動車排出ガス対策の推進
- ①水質汚濁物質排出抑制対策の推進
- ②生活排水対策の推進
- ①公害防止対策の推進
- ①廃棄物の発生抑制
- ②リサイクルの推進
- ①不法投棄等監視パトロールの実施
- ②不法投棄・野焼き防止のための普及・啓発

3 地球にやさしい暮らしの確立

地球規模の問題であっても、その解決には、それぞれの地域が足元から取組んでいくことが重要です。市民生活や事業活動を環境負荷の少ないものにシフトしていきます。

基本目標

- 1) 地球環境問題への取組

目標達成への取組

- ①環境にやさしいライフスタイル、事業活動の推進
- ②新エネルギーの利用
- ③省エネルギーの推進
- ④公共交通の充実

4 環境活動の推進

人々の環境保全に対する意識が、かつてない高まりを見せています。個々人の活動をさらに促し、それらを結びつけていきます。

基本目標

- 1) 環境活動の推進
- 2) 環境教育・学習の推進

目標達成への取組

- ①環境活動の推進
- ①学校における環境教育の推進
- ②環境情報・環境学習機会の提供

環境に関する市の概況

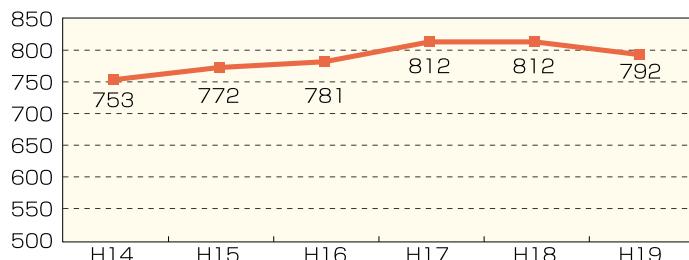
中央市の自然環境について

本市は笛吹川を挟んで南部の御坂山系からなる地域と、釜無川により形成された沖積平野部に分けることができます。県の中では、森林の割合が低く、農用地、宅地の割合が多くなっていますが、身近なところで様々な動植物を観察することができます。

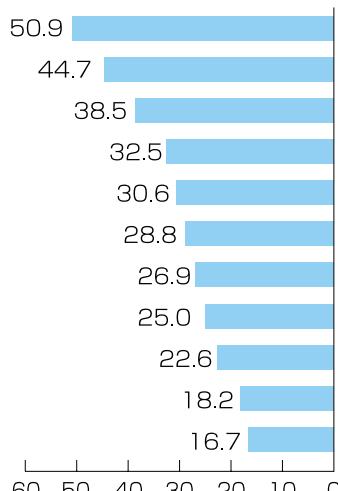
1人1日あたりのゴミの排出量

ゴミの排出量は、リサイクル品の回収増加とともに、平成19年には減少に転じています。

ごみ排出量(g)



住まいの周辺環境に関する満足度(市民アンケートの結果から・平成20年9月実施)



(単位:%)

身近な環境について、「自然や緑の豊かさ」、「空気のきれいさ」の満足度が高い一方で、「公共交通の整備状況」、「川や水路の水のきれいさ」、「まちの静かさ」などで不満の割合が高くなっています。

■ 満足
(とても満足+満足)
■ 不満
(不満+とても不満)

推進主体の役割

本計画の施策の実施及び目標の達成には、市民、事業者、行政の三者協働での推進が不可欠です。各推進主体の役割を以下に示します。

市民の役割	<ul style="list-style-type: none">本計画に基づき、日常生活での環境負荷の低減、環境保全に努める。地域の環境活動等に積極的に参加する。市の施策に協力する。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">本計画に基づき、事業活動における環境負荷の低減、環境保全に努める。地域の環境活動等に積極的に参加する。市の施策に協力する。
市の役割	<ul style="list-style-type: none">身近な自然、生活環境を守るため、地球環境を保全するため、総合的な施策を策定し実施する。環境マネジメントシステムなどに基づき、市の事務事業において環境負荷の低減、環境保全に努める。

中央市環境基本計画(概要版) 平成21年3月

市民部環境課 ☎ 409-3893 山梨県中央市成島2266
TEL 055-274-8543 <http://www.city.chuo.yamanashi.jp/>
《環境基本計画の詳細版は、中央市のホームページでご覧いただけます》



この印刷物は再生紙を使用しております。